

外貨普通預金(ステートメント口)規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2(通帳)

この預金については通帳を発行いたしません。なお、お取引の出し入れ明細は「お取引明細のご案内」としてお渡しいたしますので別にお渡しする「お取引明細帳」に綴じこんで保管ください。

2. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは、この預金の取引店に限り取扱います。

3. (預入額)

この預金の預入額は、当該外貨 1 通貨単位以上とします。

4. (口座への受入れ)

(1)この預金に受入れできるものは次のとおりとします。

①現金

②当金庫を支払場所とする手形、小切手、配当金受取証等(以下「証券類」という)のうち当金庫で決済を確認したものの。

③為替による振込金。

(2)当金庫以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは別にお知らせした当金庫所定の手数料をいただきます。

(3)手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(4)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(5)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ提出してください。

6. (外国通貨現金による払戻し)

取扱いできません。

7. (利息)

この預金の利息は毎年2回、一定の期日に当金庫所定の方法により表示する利率、付利単位および計算方法により算出のうえ、この預金に組み入れます。

8. (相場・手数料)

(1)この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当金庫所定の方法により表示する為替相場により換算します。

(2)この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、別にお知らせした当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (譲渡・質入れ等の禁止)

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号AからFおよび第 3 号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号AからFまたは第 3 号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (取引の制限等)

(1)預金者が当金庫からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2)1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとし、当該預金者が当金庫に届出した在留期間が超過した場合、戻戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとし、
- (4)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとし、
- ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5)第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、当金庫に申出てください。
- (2)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
 - ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合。
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第11条第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥第11条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (3)前項のほか、次の各号に一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとし、また法令に基づく場合にも同様にできるものとし、

(5)前第2項から第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合当金庫は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

14. (届出事項の変更等)

(1)届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2)届出の印章を失った場合の預金の払戻しは、当金庫所定の手続をした後行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

15. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

16. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

17. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届け下さい。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

18. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、当金庫ホームページ、その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上